

官業民営化等WGヒアリング調査票(許認可等に係る審査・検査・検定・資格試験等)

(所管省庁名：農林水産省)

1. 名称	農機具の検査
2. 根拠法令	農業機械化促進法第6条
3. 実施主体	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構
4. 従事者数	78名
5. 予算額	農機具型式検査のみに要する予算としては特定できない。
6. 事業の内容	一定水準の安全性、性能等を備えた農機具を市場に供給するため、農機具の性能、構造、耐久性及び操作の難易について農機具の型式検査という検査を行うもの
7. 民間移管の具体的な内容	
8. 更なる民間開放についての見解	別紙参照

(別紙)

8. 更なる民間開放についての見解	<p>農機具の検査に関する一連の事務手続きについてご教示願いたい。この流れの中で、どの過程で公的関与が不可欠な政策判断等がなされ、それに基づきいかなる事務が発生するかも併せてご教示願いたい。あわせて、欧米諸国における当該検査の状況についてご説明願いたい。</p> <p>農機具の型式検査に関する一連の事務手続きについては、別添参照。</p> <p>型式検査の事務において、公的関与が不可欠な政策判断等については、対象機種の選定や実施基準の設定については、農業者の立場に立った農政の方向性に沿って農業機械の普及、促進を図ることやその性能や安全性を確保する観点から、国として関与する必要がある。</p> <p>検査の実施については、公正、中立的な検査の実施が求められていること、民間企業の最新技術など知的財産権の保護の重要性にかんがみ秘匿性を確保する必要があることから公的機関が関与することが必要である。</p> <p>欧米主要国における当該検査の状況については、アメリカ、イタリア、フランス、ベルギー、カナダ等多くの国において公的機関で検査を実施している。</p> <p>貴省は、本審査の秘匿性の高さ、多様な農業機械全体に関する技術的知見、あるいは検査の的確な実施に不可欠な技術水準等の必要性を公的関与の根拠としているが、それらについて、可能な限りマニュアル化、ガイドライン化し、民間解放することの可否につき見解を伺いたい。また、当該検査をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。</p> <p>農業機械は、水田、畑作、園芸等様々な分野で使用され、かつ各作業毎に多様な機械があることから、それらの検査に必要な施設や機器は多様多岐にわたり、かつ総合的な技術力並びにほ場での操作性等専門的な知識と経験が求められるものであり、マニュアル化等は困難である。</p> <p>実施機関を制限している法令：有 [根拠法令] 農業機械化促進法第6条第3項(型式検査の実施は、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構に行わせるものとする。) [理由] 型式検査の実施については、効率性や検査実施水準の確保の観点から、国の農政の方向に即した農機具の改良、普及についての指導的な役割を有し、かつ研究、開発業務を一体的に実施している当該機構で検査を実施させることが適当であるため。</p> <p>仮に本審査において公的機関の関与が不可欠な部分があったとしても、それ以外の事務手続を民間開放することは可能であると思われる。このことについての貴省の見解如何。</p> <p>検査の実施については、公的関与が不可欠であり、利用者の利便性からそれ以外の事務についても、一元的に取り組むことが効率的であると考えている。</p>
-------------------	--

(別添)

型式検査の事務手続きについて

